



令和7年4月1日から 带状疱疹ワクチンが定期接種になりました

予防接種法に基づき、令和7年4月1日から定期予防接種になりました。今年度、接種の対象になり、令和6年度带状疱疹任意予防接種費用助成を申請した方を除いて個別通知を郵送いたします。
なお、下記の④の接種対象者は、秩父保健センターへお問い合わせください。

1 接種対象者

秩父市に住民登録があり、次の①②③④のいずれかに該当する方
ただし、過去に任意助成、または自費で带状疱疹ワクチン予防接種を受けたことがあり、定期接種を受ける必要がないと認められる方は除きます。

- ① 年度内に65歳を迎える方
- ② 令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
※上記①②の方は、年度内に該当の年齢になる方であれば、誕生日を迎える前であっても、接種が可能です。
- ③ 令和7年3月31日時点で100歳以上の方(令和7年度に限り全員)
- ④ 接種日時点で60歳～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級相当の方)

【令和7年度接種対象生年月日】

各年齢になる方	生年月日
65歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ
70歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ
75歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ
80歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ
85歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ
90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ
95歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ
100歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれ
100歳以上	大正14年4月1日以前に生まれた方

2 接種期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
※定期接種を受ける機会は対象者に該当する年度のみです。

3 接種場所

接種対象の方は、受託医療機関へ直接ご予約ください。なお、秩父郡市外で接種を希望される場合は、秩父保健センターへお問い合わせください。

4 ワクチンの種類・接種回数・自己負担額

生ワクチン(乾燥弱毒生水痘ワクチン)または、不活化ワクチン(乾燥組換え带状疱疹ワクチン)のいずれか1種類。定期接種が受けられるのは生涯1回のみです。

	生ワクチン (乾燥弱毒生水痘ワクチン)	不活化ワクチン (乾燥組換え带状疱疹ワクチン)
回数	1回	2回
自己負担額	3,000円	1回につき8,000円

5 その他

定期接種の対象になる前に、不活化ワクチン(乾燥組換え带状疱疹ワクチン)2回のうち1回を接種したことがある場合は、残りの1回を定期接種として取り扱います。